

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月16日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市条例第6号

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 パークスクエアにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他教育委員会</u>が管理上支障があると認めること。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定中「<u>教育委員会</u>」とあるのは、<u>第23条第1項の規定による飲食物その他物品の販売等を行うための許可に係る施設</u>については「<u>市長</u>」と、倉吉市営温水プールについては「<u>第16条に規定する指定管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「広場」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他広場の使用について、教育委員会</u>が特に認める行為</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。</p>	<p>(禁止行為)</p> <p>第5条 パークスクエアにおいては、次の行為をしてはならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>その他市長</u>が管理上支障があると認めること。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、パークスクエアへの入場を拒み、又はパークスクエアからの退去を命ずることができる。</p> <p>3 前2項の規定中「<u>市長</u>」とあるのは、<u>倉吉交流プラザ</u>については「<u>教育委員会</u>」と、倉吉市営温水プールについては「<u>第16条に規定する指定管理者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(行為の制限)</p> <p>第20条 ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場（以下「広場」という。）において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>その他広場の使用について、市長</u>が特に認める行為</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可を与える場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付すことができる。</p> <p>(準用規定)</p> <p>第22条 第9条から第11条まで及び第13条から第15条までの規定は、第20条第1項に掲げる行為による広場の使用について準用する。<u>この場合において、第9条から第11条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。</u></p>

別表第1（第8条・第12条関係）

施設名	使用料
略	
第3研修室	1時間につき 920円
略	

別表第1（第8条・第12条関係）

施設名	使用料
略	
情報交流室	1時間につき 920円
略	

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。